

様式・資料集
(案)

様式・資料集〈目 次〉

資料1	関係機関の連絡先	1
資料2	市各部課室における平素の業務	8
資料3	市各部課室における武力攻撃事態等における業務	10
資料4	市対策本部長・副本部長等の代替職員一覧	12
資料5	生活関連等施設の種類及び所管省庁	13
資料6	被災情報の報告様式	14
資料7	安否情報に関する様式	15
資料8	春日井市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	20
資料9	春日井市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	29
資料10	関係機関との協定一覧	38
資料11	春日井市国民保護協議会条例	41
資料12	春日井市国民保護協議会運営要綱	42
資料13	春日井市国民保護対策本部及び春日井市緊急対処事態対策本部条例	44
資料14	用語集	45

資料 1 関係機関の連絡先

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
市					
春日井市役所	総務部 市民安全課	春日井市 鳥居松町5-44	0568-81-5111 内線6072	0568-84-8731	
消防署		春日井市 梅ヶ坪109-1	0568-81-2219		
指定行政機関					
消防庁		東京都千代田区 霞が関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7535	
指定地方行政機関					
中部地方整備局		名古屋市中区三 の丸2-5-1	052-953-8357		
(名古屋国道事務 所)		名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	052-853-7320		
(名古屋国道事務所 維持第2出張所)		春日井市 西本町3-270	0568-31-7181		
(愛知国道事務所)		春日井市 勝川町8-5-14	0568-31-2555		
(庄内川河川事務 所)		名古屋市北区福 徳町5-52	052-914-6711		
名古屋地方气象台		名古屋市千種区 日和町2-18	052-751-5124		
自衛隊					
陸上自衛隊第35普 通科連隊		名古屋市守山区 守山3-12-1	052-791-2191		
陸上自衛隊第10後 方支援連隊(春日 井駐屯地)		春日井市 西山町無番地	0568-81-7183		
航空自衛隊小牧基 地		小牧市春日寺1 丁目1番地	0568-76-2191		
航空自衛隊第2補 給処高蔵寺支処		春日井市 木附町無番地	0568-51-0265		
指定公共機関					
日本郵政公社東海 支社		名古屋市中区丸 の内3-2-5	052-963-6294		
(春日井郵便局)		春日井市 柏井町3-102-1	0568-81-2371		

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
西日本電信電話(株) 名古屋支店		名古屋市中区大 須4-9-60	052-291-3226		
(春日井支店)		春日井市 鳥居松町5-48	0568-81-2000		
日本赤十字社愛知 県支部		名古屋市中区白 壁1-50	052-971-1591		
日本放送協会名古 屋放送局		名古屋市中区東 桜1-13-3	052-952-7273		
(小牧報道室)		西春日井郡豊山 町豊場(名古屋 空港内)	0568-28-4068		
中部日本放送(株)		名古屋市中区新 栄1-2-8	052-259-1367		
東海テレビ放送(株)		名古屋市中区東 桜1-14-27	052-951-8300		
名古屋テレビ放送 (株)		名古屋市中区橘 2-9-18	052-322-7135		
中京テレビ放送(株)		名古屋市中区昭 和区 高峯町154	052-832-3311		
東海ラジオ放送(株)		名古屋市中区東 桜1-14-27	052-951-2525		
中日本高速道路(株)		名古屋市中区錦 2-18-19	052-222-1620		
東海旅客鉄道(株)		名古屋市中村区 名駅	052-564-2328		
(春日井駅)		春日井市 上条町1	0568-83-3975		
日本貨物鉄道(株)東 海支社		愛知県稲沢市駅 前1-9-3	0587-24-3709		
東邦ガス(株)		名古屋市中区熱 田区 桜田町19-18	052-871-3511		
(春日井営業所)		春日井市 柏井町2-37	0568-31-6144		
中部電力(株)		名古屋市中区東 新町1	052-951-3987		
(春日井営業所)		春日井市 鳥居松町4-83	0568-81-1551		
電源開発(株)中部支 店		春日井市十三塚 町十三塚3030	0568-81-2300		

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海		名古屋市東区泉 1-13-23	052-953-6134		
指定地方公共機関					
名古屋港管理組合		名古屋市港区入 船一丁目8番2 1号	052-661-4111		
(社)愛知県トラック協会		名古屋市瑞穂区 新開町12-6	052-871-1921		
名古屋バス(株)		名古屋市中村区 名駅1-2-4	052-588-0868		
(春日井営業所)		春日井市高森台 4-17	0568-92-5311		
名古屋観光日急(株)		名古屋市中村区 名駅4-8	052-586-2221		
愛知環状鉄道(株)		岡崎市北野町二 番沢68	0564-32-3911		
テレビ愛知(株)		名古屋市中区大 須2-4-8	052-201-9268		
(株)エフエム愛知		名古屋市中区千 代田2-15-18	052-263-9436		
(株)ZIP-FM		名古屋市中区丸 の内3-20-17 OSプラザビル	052-973-0304		
愛知県道路公社		名古屋市中区丸 の内3-19-30	052-961-1621		
(社)愛知県医師会		名古屋市中区栄 4-14-28	052-241-4136		
(社)愛知県歯科医師会		名古屋市中区丸 の内3-5-18	052-962-8020		
(社)愛知県薬剤師会		名古屋市中区丸 の内2-3-1	052-231-2261		
(社)愛知県エルピーガス協会		名古屋市中区大 須4-15-12	052-261-2896		
(尾張支部)		大口町上小口2-1 39	0584-95-6551		
報道関係					
中日新聞社		名古屋市中区三 の丸1-6-1	052-201-8311		
(春日井支局)			0568-81-2036		

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
毎日新聞社名古屋 本社		名古屋市中村区 名駅4-7-35	052-561-2211		
朝日新聞社名古屋 本社		名古屋市中区栄 1-3-3	052-231-8131		
中部経済新聞社		名古屋市中村区 名駅4-4-12	052-561-5215		
(小牧支局)			0568-78-6370		
読売新聞中部本社		名古屋市中区栄 1-17-6	052-221-0080		
(小牧春日井通信 部)		小牧市古雅3-61- 3	0568-78-6370		
愛知県					
愛知県防災局		名古屋市中区三 の丸3-1-2	052-961-2111		
尾張事務所		名古屋市中区三 の丸2-6-1愛知県 三の丸庁舎内	052-961-7211		
春日井保健所		春日井市 柏井町2-31	0568-31-2188		
尾張建設事務所		名古屋市中区三 の丸2-6-1愛知県 三の丸庁舎内	052-961-7211		
河川工事事務所		名古屋市東区出 来町2-8-21	052-937-2421		
尾張農林水産事務 所		名古屋市中区三 の丸2-6-1	052-961-7211		
愛知県警察本部					
春日井警察署		春日井市 鳥居松町7-58	0568-56-0110		
関係市町村・消防機関（県内）					
名古屋市	消防局防災 部災害対策 係	名古屋市中区三 の丸3-1-1	052-972-3522		
豊橋市	消防本部防 災対策課	豊橋市今橋町1	0532-51-3116		
岡崎市	総務部防災 課	岡崎市十王町2-9	0564-23-6533		
	消防本部	岡崎市朝日町3-4	0564-21-5151		

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
一宮市	消防本部予 防防災課	一宮市 緑1-1-10	0586-72-1191		
瀬戸市	総務部生活 安全課	瀬戸市追分町64- 1	0561-88-2600		
	消防本部	瀬戸市苗場町101	0561-85-0119		
小牧市	総務部総務 課	小牧市堀の内1-1	0568-72-2101	0568-75-5714	
	消防本部	小牧市安田町119	0568-76-0119	0568-73-5614	
豊川市	総務部防災 対策課	豊川市諏訪1-1	0533-89-2194		
	消防本部	豊川市諏訪3-219	0533-89-0119		
津島市	総務部防災 対策室	津島市立込町2- 21	0567-24-1111		
	消防本部	津島市埋田町2- 70-1	0567-23-0119		
愛西市	総務部総務 課	愛西市稲葉町米 野308	0567-26-8111	0567-26-1011	
	消防本部	愛西市西保町西 川原25	0567-26-1100	0567-26-1347	
豊田市	社会部防災 対策課	豊田市西町3-60	0565-34-6750		
	消防本部	豊田市長興寺5- 17-1	0565-35-9700		
江南市	消防本部予 防防災課	江南市赤童子町 大堀70	0587-55-2766		
犬山市	消防本部予 防防災課	犬山市大字五郎 丸字下前田1	0568-65-0119		
稲沢市	総務部庶務 課	稲沢市稲府町1	0587-32-1111		
	消防本部	稲沢市船橋町鯉 坪321-1	0587-22-0119	0587-22-2130	
新城市	消防本部防 災課防災強 化対策室	新城市杉山字久 保11	0536-22-1962		
東海市	総務部防災 安全課	東海市中央町1-1	052-603-2211		
	消防本部	東海市高横須賀 町町新田1-1	0562-36-0119		

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
大府市	市民部市民活動促進課	大府市中央町5-70	0562-47-2111		
	消防本部	大府市大東町3-202	0562-47-0119		
尾張旭市	総務部行政課	尾張旭市東大道町原田2600-1	0561-53-2111		
	消防本部	尾張旭市東大道町曾我廻間2301-1	0561-51-0119		
岩倉市	消防本部総務課	岩倉市川井町北穴田119	0587-37-5333		
豊明市	総務部防災安全課	豊明市新田町子持松1-1	0562-92-8305		
	消防本部	豊明市沓掛町宿234	0562-92-0119		
長久手町	総務部安心安全課	長久手町大字岩作字城の内60-1	0561-63-1111		
	消防本部	長久手町大字岩作字長池51	0561-62-0119		
大口町	総務部行政課	大口町下小口7-155	0587-95-1111		
扶桑町	総務部総務課	扶桑町大字高雄字畑尻155	0587-93-1111		
蟹江町	消防本部総務課	蟹江町大字蟹江本町字クノ割10	0567-95-5121		
海部東部消防組合	消防本部	七宝町大字遠島字十坪119-1	052-442-0119		
尾三消防組合	消防本部	東郷町大字諸輪字曙18	0561-38-0119		
海部南部消防組合	消防本部	飛島村大宝5-182	0567-52-3111		
丹羽広域事務組合	消防本部	大口町上小口1-624	0587-95-5151		
衣浦東部広域連合	消防局	刈谷市小垣江町西高根204-1	0566-63-0119		
西春日井広域事務組合	消防本部	北名古屋市井瀬木挟場15	0568-22-2511	0568-23-7979	
関係市町村・消防機関（県外）					
多治見市	消防本部	岐阜県多治見市三笠町2-21	0572-22-9216	0572-21-0022	

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
その他の関係機関・団体等					
尾張中央農業協同組合春日井中央支店		春日井市八田町1-16-3	0568-81-5131		
尾張中央農業協同組合高蔵寺支店		春日井市高蔵寺町3-4-3	0568-51-1211		
春日井商工会議所		春日井市鳥居松町5-45	0568-81-4141		
春日井商店街連合会		春日井市鳥居松町5-45	0568-81-4141		
春食企業組合		春日井市鳥居松町4-240	0568-81-2721		
春日井米穀小売業協同組合（前並米穀店）		春日井市前並町前並4-1	0568-31-4553		
愛知県石油商業組合東尾張連合会		一宮市せんい1-9-24	0586-77-2626		
春日井建設協会		春日井市春見町44	0568-81-6874		
春日井市管工事業協同組合		春日井市朝宮町1-23-11	0568-83-8288		
春日井市医師会		春日井市柏原町5-376健康管理センター内	0568-82-8300		
春日井市歯科医師会		春日井市柏原町5-376健康管理センター内	0568-83-8020		
春日井市薬剤師会		春日井市上条町2-162駅前ハイツ	0568-85-8480		
春日井市民病院		春日井市鷹来町1-1-1	0568-57-0057		

資料2 市各部課室における平素の業務

部(室)	課	平 素 の 業 務
市長室	秘書課	・各種データの作成、管理及び情報処理に関する こと
	広報広聴課	・住民に対する広報体制の整備に関する こと
企画調整部	行政経営課	・安否情報の収集体制の整備に関する こと
	交通対策課	・交通規制に係る警察署との連携体制の整備に 関すること
総務部	市民安全課	・国民保護に関する業務の総括、各部課間の調 整、企画立案等に関する こと ・市国民保護協議会の運営に関する こと ・市国民保護対策本部に関する こと ・国民保護措置についての訓練及び研修等に関 すること
	情報政策課	・国民保護に関する事項の住民への周知に関 すること ・防災行政無線の整備・運用に関する こと
	総務課	・避難施設の運営体制の整備に関する こと ・自衛隊派遣要請に係る連絡体制の整備に関 すること ・区長等自治組織との連絡体制の整備に関 すること
	人事課	・職員の動員配置及び各部の配置調整に関 すること
市民経済部	経済振興課	・食糧及び生活必需品の調達、供給体制の整備に 関すること
	農政課	
健康福祉部	福祉課	・高齢者、障害者、その他配慮を要する者の安全 確保及び支援体制の整備に関する こと
	介護保険課	
	児童課	・保育園児童の安全確保及び支援体制の整備に 関すること
	生活医療課	・医療機関との連絡体制の整備に関する こと
	健康推進課	・医薬品、その他衛生資材の調達及び供給体制の 整備に関する こと ・応急医療体制の整備に関する こと
環境部	環境政策課	・広域応援の受入れ、調整に関する こと
	ごみ減量推進 課	・廃棄物・し尿・ごみ等の処理に関する こと
建設部	都市政策課	・市保有資機材等の整備及び管理に関する こと
	道路課	・復旧体制の整備に関する こと

	公園緑地課	・その他土木建築の技術面に関すること
	住宅施設課	
	都市整備課	
	建築指導課	
下水道部	下水管理課	・下水道施設の応急復旧体制の整備に関すること
	下水建設課	
	河川排水課	
消防本部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
	予防課	
	通信指令室	
	消防署	
水道部	監理課	・応急給水体制の整備に関すること
	工務課	・水道施設の応急復旧体制の整備に関すること
教育委員会事務局	総務課	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	学校教育課	・児童生徒等の安全確保及び支援体制の整備に関すること
	生涯学習スポーツ課	
(上記以外の部課室)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・住民の避難誘導に関すること

資料3 市各部課室における武力攻撃事態等における業務

部(室)	課	武力攻撃事態等における業務
市長室	秘書課	・各種データの作成、管理及び情報処理に関すること
	広報広聴課	・住民に対する広報に関すること
企画調整部	行政経営課	・安否情報の収集に関すること
	交通対策課	・交通規制に係る警察署との連携調整に関すること
総務部	市民安全課	・国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整等に関すること ・市国民保護協議会との連絡調整に関すること ・市国民保護対策本部に関すること
	情報政策課	・防災行政無線の調整に関すること
	総務課	・避難施設の運営に関すること ・自衛隊派遣要請に係る連絡調整に関すること ・区長等自治組織との連絡調整に関すること
	人事課	・職員の動員配置及び各部の配置調整に関すること
市民経済部	経済振興課	・食糧及び生活必需品の調達、供給に関すること
	農政課	
健康福祉部	福祉課	・高齢者、障害者、その他配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること
	介護保険課	
	児童課	・保育園児童の安全確保及び支援に関すること
	生活医療課	・医療機関との連絡調整に関すること
	健康推進課	・医薬品、その他衛生資材の調達に関すること ・応急医療体制の確立に関すること
環境部	環境政策課	・広域応援の受入れ、調整に関すること
	ごみ減量推進課	・廃棄物・し尿・ごみ等の処理に関すること
建設部	都市政策課	・市保有資機材等の管理に関すること ・復旧体制の確立に関すること ・その他土木建築の技術面に関すること
	道路課	
	公園緑地課	
	住宅施設課	
	都市整備課	
	建築指導課	
下水道部	下水管理課	・下水道施設の応急復旧に関すること
	下水建設課	
	河川排水課	
消防本部	総務課	・武力攻撃への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること
	予防課	
	通信指令室	

	消防署	ること <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
水道部	監理課	・応急給水体制の確立に関すること
	工務課	・水道施設の応急復旧に関すること
教育委員会 事務局	総務課	・避難施設の運営に関すること
	学校教育課	・児童生徒等の安全確保及び支援に関すること
	生涯学習スポーツ課	
(上記以外の部課室)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営に関すること ・住民の避難誘導に関すること

資料4 市対策本部長・副本部長等の代替職員一覧

区 分	代 替 職 員		
	第1順位	第2順位	第3順位
市長 (対策本部長)	助役	総務部長	財政部長
助役 (対策副本部長)	総務部長	財政部長	議会事務局長
教育長 (対策副本部長)	教育部長	教育委員会総務課長	教育委員会学校教育課長
総務部長 (部長)	財政部長	議会事務局長	監査事務局長
市民安全課長(国民保護担当)	総務課長	財政課長	広報広聴課長
消防長	副消防長	消防本部総務課長	消防本部予防課長

資料5 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所（最大出力5万kW以上）、変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池（10万m ³ /日以上）の給水能力）	厚生労働省
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設（平均利用者10万人/日以上）	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備（接続される回線・端末の数が3万以上）	総務省
	6号	放送用の無線設備	総務省
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等の取扱所	
第28条		危 険 物 質 の 種 類	所管省庁名
	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（薬物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

資料6 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

春日井市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 春日井市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

資料7 安否情報に関する様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
		申請者 住所(居所) 氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

様		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

資料8 春日井市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、春日井市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有

効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)


第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 春日井市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

附 則



この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：春日井市1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車 両 章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

 <div style="display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>春日井市長</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> </div> 
氏名／Name _____ _____
生年月日／Date of birth _____ _____
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ _____
交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書 番号／No. of card _____ 許可権者の署名／Signature of issuing authority _____
有効期間の満了日／Date of expiry _____

裏面

身長/Height_____ _____	眼の色/Eyes_____ _____	頭髪の色/Hair_____ _____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information : 血液型／Blood type _____ _____ _____ _____ _____		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____年 ____月 ____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> <p>縦4×横3 cm</p> <p><small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small></p> </div>
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (R h 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格： _____

証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____

有効期間の満了日： _____

返納日： _____

別記様式 2 (第 4 条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交 付 等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	春日井 太郎	Kasugai Taro	1975/6/18	春日井市の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O (Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属：国民保護課
2														
3														

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市長 宛</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印</p>	
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式 4 (第12条関係)

身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市長 宛</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料9 春日井市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、春日井市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)


第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 春日井市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、課が行うこととする。

附 則



この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：春日井市消防本部1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

 消 防 長 
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel
氏名/Name _____
生年月日/Date of birth _____
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as
_____ _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information : 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

消 防 長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____年 _____月 _____日
------------------------------------	---------------------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	写 真 縦4×横3 cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
--	--

識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長： _____ cm	眼の色： _____
頭髪の色： _____	血液型： _____ (R h 因子 _____)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____

(許可権者使用欄)
資 格： _____
証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____
有効期間の満了日： _____
返納日： _____

別記様式3 (第9条関係)

特殊標章再交付申請書

消 防 長 殿	年 月 日
申 請 者	
住 所	(電話 _____)
氏 名	印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4 (第12条関係)

身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>消 防 長 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印 _____</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式 2 (第 4 条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交 付 等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	春日井 消防	Kasugai Shobo	1975/6/18	〇〇市消防本部 の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O (Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属：国民保護課
2														
3														

資料10 関係機関との協定一覧

No.	協定名	締結先	応援内容
1	消防相互応援協定	名古屋市・瀬戸市・尾張旭市・犬山市・小牧市・西春日井広域事務組合・多治見市	○火災防御のための消防隊の派遣 ○その他災害防御のための応援隊の派遣 ○救急業務のための応援隊の派遣
2	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	新城市・豊橋市・豊川市・岡崎市・豊田市・尾三消防組合・長久手町・名古屋市・尾張旭市・小牧市・岩倉市・一宮市・稲沢市・海部東部消防組合・蟹江町・津島市・愛西市・海部南部消防組合・西春日井広域事務組合・東海市・大府市・豊明市・衣浦東部広域連合	区域内の高速道路において災害が発生した場合の消防隊又は救急隊の派遣
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	愛知県・西春日井広域事務組合・小牧市・名古屋市	愛知県名古屋飛行場及びその周辺において航空機に係る緊急事態が発生した場合の消防活動
4	春日井市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦瓦斯(株)	都市ガスの漏えいに起因する火災・爆発等の事故の未然防止及び災害防御活動
5	エルピーガス災害対策に関する業務協約	瀬戸市消防本部・小牧市消防本部・犬山市消防本部・江南市消防本部・尾張旭市消防本部・岩倉市消防本部・西春日井広域事務組合・丹羽広域事務組合消防本部・(社)愛知県エルピーガス協会尾張支部	エルピーガスの漏えいに起因する火災・爆発等の事故の未然防止及び災害防御活動

No.	協定名	締結先	応援内容
6	愛知県下広域消防相互応援協定	愛知県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	大規模災害等が発生した場合の消防相互応援活動
7	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	愛知県内の市町村及び一部事務組合	一般廃棄物処理業務に係る相互応援活動
8	災害時における相互応援に関する協定	小牧市・犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町	大規模災害が発生した場合、応急措置のために必要となる次の応援活動 ○職員の派遣 ○物資・資機材・車両等の提供 ○被災者に対する一時的な避難施設等の提供 ○その他必要な事項
9	愛知県防災ヘリコプター応援協定	愛知県、愛知県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合	愛知県が所有する防災ヘリコプターによる応援活動
10	災害時における物資調達に関する協定	尾張中央農業協同組合春日井中央支店・尾張中央農業協同組合高蔵寺支店・春日井商工会議所・春日井市商店街連合会・春日井市食品工業(株)・春日井米穀小売業協同組合・春日井調味食品商業協同組合・愛知県石油商業組合春日井支部・(社)愛知県エルピーガス協会尾東支部春日井分会	○食糧、生活必需品等の供給 ○油等燃料やプロパンガスの供給 ○援助物資等の荷さばき場所としての施設の使用 ○避難所等への燃料器具及びエルピーガスの供給 ○仮設住宅へのエルピーガス消費設備の設置及びエルピーガスの供給 ○エルピーガス消費設備の被害状況調査及び応急復旧活動 ○その他の被害情報の提供 ○車両燃料及び冷暖房用燃料の供給

No.	協定名	締結先	応援内容
11	災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定	日本通運(株)春日井支店	災害救助に必要な応急生活物資、資機材等の輸送及び保管場所の確保並びにこれらに係る作業の協力
12	災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定	愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	災害救助に必要な応急生活物資、資機材等の輸送及び輸送車両の供給並びにこれらに係る作業の協力
13	災害時における人員輸送に関する協定	名鉄バス(株)春日井営業所・名古屋観光日急(株)	災害救助に必要な人員の輸送の協力
14	災害医療救護に関する協定	(社)春日井市医師会	医療救護班の派遣による医療救護活動
15	水道災害相互応援に関する覚	日本水道協会愛知県支部会員、愛知県下のその他の上水道事業者及び三河山間水道整備促進連盟会員	○応急給水作業 ○応急復旧作業 ○応急復旧資器材の供出 ○工事業者のあっせん
16	災害支援協力に関する覚	春日井郵便局	○市あての災害救援物資の郵便局による保管等 ○郵便局が収集した被災住民の避難先及び被災状況に関する情報の市への提供 ○市民等に周知すべき事項についての広報
17	災害時における応急対策業務に関する協定	(社)春日井建設協会・春日井市管工事業協同組合	○災害時における建設資機材、労力等の提供 ○災害時における工事資機材、労力等の提供
18	119番管轄外通報の転送等に関する協定	小牧市・瀬戸市・犬山市・丹羽消防組合	携帯電話等からの119番通報について、春日井市消防本部からの転送・伝達
19	ホットライン協定	春日井警察署・西日本電信電話(株)春日井支店・中部電力(株)春日井営業所・東邦ガス(株)春日井営業所	災害時における専従者付電話回線の配置による各協定機関との情報交換通信の専用化

資料11 春日井市国民保護協議会条例

平成18年3月28日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、春日井市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料12 春日井市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市国民保護協議会条例（平成18年春日井市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、春日井市国民保護協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるとき又は欠けたときは、助役がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(異動の報告)

第4条 協議会の委員に異動等があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開等)

第6条 会議は、原則として公開とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合はこの限りではない。

(1) 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第7条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録は、議事録（要点筆記）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

3 会議録は、会長及び出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

(部会)

第8条 協議会に、協議会の運営を適切かつ効果的に実施するため、部会を置く。

2 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

3 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告する。

4 第3条の規定は、部会の委員について準用する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、春日井市総務部市民安全課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

資料13 春日井市国民保護対策本部及び春日井市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、春日井市国民保護対策本部（以下「本部」という。）及び春日井市緊急対処事態対策本部について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 春日井市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、春日井市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮監督する。

- 2 春日井市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。
- 5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 本部の現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、春日井市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料14 用語集

【あ行】

- 安否情報**：避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報
- NBC攻撃**：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- 応急公用負担**：行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある

【か行】

- 化学剤**：化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）
- 基本指針**：武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 救援**：避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置
- 救護班**：医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
- 緊急対処事態**：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
- 緊急対処事態対処方針**：緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針
- 緊急対処保護措置**：緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置
- 緊急通報**：武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報
- 緊急物資**：避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
- 警戒区域**：市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域
- 警報**：武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報
- 県国民保護計画**：基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画
- 県対策本部**：県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、愛知県国民保護対策本部〔法第27条第2項〕
- 高度情報通信ネットワーク**：県の防災行政無線を発展させて整備した、県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網

- 国際人道法**：武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）
- 国民保護措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置
- 国民保護等派遣**：防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣

【さ行】

- 災害時優先電話**：災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- 自主防災組織**：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
- 市国民保護協議会**：市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関
- 市国民保護計画**：県国民保護計画に基づき市長が作成する市の国民の保護に関する計画
- 市対策本部**：市域内に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、春日井市国民保護対策本部
- 指定行政機関**：内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定めるもの
- 指定公共機関**：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- 指定地方行政機関**：指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの
- 指定地方公共機関**：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
- 生活関連等施設**：国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で、政令で定めるもの
- 生活関連物資等**：国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資
- 生物剤**：生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- 相互応援協定**：災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

【た行】

- 大規模集客施設**：デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設
- 対処基本方針**：武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針

- 対処措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置
- ダーティーボム**：爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
- 弾道ミサイル**：ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
- 治安出動**：一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動
- 特殊標章**：ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な標章
- トリアージ**：一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

【は行】

- 非常通信協議会**：人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会
- 非常通信体制**：災害発生時などの非常時において通信を確保する体制
- 避難先地域**：国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
- 避難施設**：知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
- 避難実施要領**：避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの
- 避難住民**：避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）
- 避難措置の指示**：国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示
- 避難の指示**：避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示
- 避難誘導**：避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと
- 輻輳**：交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること
- 武力攻撃**：我が国に対する外部から武力攻撃
- 武力攻撃事態**：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- 武力攻撃予測事態**：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- 武力攻撃事態等**：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
- 武力攻撃災害**：武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 武力攻撃災害への対処に関する措置**：武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置
- 武力攻撃事態対処法**：「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
- 防衛出動**：武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が

命じる自衛隊の出動

- 防護服**：放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
- 防災行政無線**：県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム

【や行】

- 要避難地域**：国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域

【ら行】

- り ○**利用指針**：武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）